１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険の成立手続はおすみですか

労働保険は労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、政府が管理運営している強制加入の保険制度です。労働者が業務上負傷した場合、労働者が失業した場合等に必要な保険給付等を行っています。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士を利用することもできます。

未だ成立（加入）手続を行っていない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）、埼玉労働局総務部労働保険徴収課（℡048－600－6203）へご相談ください。



詳しくはこちら▷▷▷ 労働保険特設サイト｜厚生労働省（mhlw.go.jp）